

瀬戸内市規則第　　号

瀬戸内市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市火災予防条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「第45条第1号」を「第45条第1項第1号」に、「第45条第2号」を「第45条第1項第2号」に、「第45条第3号」を「第45条第1項第3号」に、「第45条第4号」を「第45条第1項第4号」に、「第45条第5号」を「第45条第1項第5号」に、「第45条第6号」を「第45条第1項第6号」に改め、同条第2項中「第45条第1号」を「第45条第1項第1号」に、「第4号」を「第45条第1項第4号」に、「第5号」を「第45条第1項第5号」に改める。

附　則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市火災予防条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第55号)新旧対照表

現行	改正後
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 条例第45条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる届出書によって行わなければならない。	(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 条例第45条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる届出書によって行わなければならない。
区分	様式
条例第45条第1号に規定する行為の届出	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(様式第6号)
条例第45条第2号に規定する行為の届出	煙火打上げ仕掛け届出書(様式第7号)
条例第45条第3号に規定する行為の届出	催物開催届出書(様式第8号)
条例第45条第4号に規定する行為の届出	水道断水減水届出書(様式第9号)
条例第45条第5号に規定する行為の届出	道路工事届出書(様式第10号)
条例第45条第6号に規定する行為の届出	露店等の開設届出書(様式第10号の2)
2 前項の届出のうち、条例第45条第1号、第4号及び第5号に係る届出については、届出書の提出に替えて、口頭によりこれを行うことができる。	2 前項の届出のうち、条例第45条第1項第1号、第45条第1項第4号及び第45条第1項第5号に係る届出については、届出書の提出に替えて、口頭によりこれを行うことができる。